

令和3年度 事業計画

社会福祉法人 美作市社会福祉協議会

令和3年度 美作市社会福祉協議会事業計画

基本方針

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会、経済、そして私たちの生活は大きく変化しました。地域社会はこれまで、人と人が手を取り合い支えあうことで、多くの問題の解決を図ってきましたが、ウィズコロナの社会において、新たな生活様式が求められている中、これからの地域福祉活動の在り方までが問い直されています。

また、経済的な困窮をはじめ、自粛生活による心の不安や身体の不調、社会的孤立の深刻化、ストレスの増大など、暮らしの困りごとが急増しています。一方で、既存の制度や仕組みでは解決できない長期化する引きこもりや複合的な課題を抱えた人、認知症の方などが、住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、地域社会全体で支え合っていくことが、ますます重要になっています。

本年度は、美作市社会福祉協議会が策定した「福祉のまちづくり行動計画」（平成30年度～令和4年度）の4年次目を迎え、残り2か年の取組みを着実に具現化し、本会に求められる地域福祉を推進する中核的な専門機関としての役割をさらに発揮するとともに、地域共生社会の実現に向け、福祉出前ステーションを拠点とした「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進します。

また、社協事業を支える自主財源の確保と財政基盤の強化、住民ニーズに合致した事業展開と組織の構築に取り組みます。本会活動の本質は、行政や他の機関・団体との連携のもと、同じ地域社会に暮らす住民とともに、生活のしにくさ（課題）を持つ人を発見し、地域の中でその課題を話し合い、課題解決に向け協力しあえる関係をつくることにあります。活動の中心は、制度の狭間で支援の手が届きにくい分野の福祉向上を図り、行政や他機関では取り組むことが困難な課題に対応し、これまで以上に相談援助機関としての機能に傾注した事業展開を図ります。

そして、常に「福祉サービスを必要とする地域住民」の立場に立ち、解決のために必要な支援体制整備や各事業等を、それぞれ中立性と公平性を確保しながら実施します。

本年度、重点的に取り組む事業は次の3つです。

1. 地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを担うコミュニティソーシャルワーカーと本年度より美作市から受託する地域包括支援センターのステーション相談員を各支所の「福祉出前ステーション」に配置し、分野を問わない横断的な相談支援体制の構築に取り組みます。また、増加する生活困窮者については、個別支援プラン作成と家計改善支援、子どもの学習支援の充実を図り、生活保護に陥る前に自立に向けた相談支援を行います。
2. 認知症高齢者や知的障害者及び精神障害者など、特に支援の必要な方の権利を守り、地域で自立した生活が送れるよう、法人後見受任と日常生活自立支援事業を積極的に展開するとともに、受託3年目となる地域活動支援センターⅠ型なごみの基本相談と社会との交流及び障害理解の促進に向け、関係機関との連携と事業啓発を強化します。

3. 地域共生社会の実現に向け、地域のあらゆる生活福祉課題を自分たちの地域の課題として捉え、住民が地域福祉の主体となって福祉活動が展開されるよう、福祉教育の推進に取り組めます。「福祉教育ガイドブック」を活用して、これまでの小中学校の福祉教育の取り組みの充実を図ります。また、地区社協や福祉関係者を対象にひきこもりや生活困窮等の地域における新たな福祉課題をテーマにした地域福祉講座を開催し、地域の理解者や協力者を増やしていく取り組みを推進します。

これらの取り組みと合わせ、福社会議やおたがいさまネット事業等、地区社協活動の支援、美作市内の社会福祉法人等によるネットワーク組織である「美作お助け隊」との地域公益事業を推進し、制度の狭間で必要な支援に結びついていない方を同じ地域で暮らす住民の気づきを活かして、早期に発見し解決することによって地域づくりも進める――。

この個別支援と地域支援を融合する新たな支援の取り組みを強化し、地域住民や行政、多様な関係機関・団体との協働により「地域住民による共助の層を厚くする仕組みづくり」に向けた活動を推進します。

社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」

美作市社会福祉協議会は、全社協の社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」を踏まえつつ、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

「強化方針の柱」：あらゆる生活課題への対応、地域のつながりの再構築

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO 団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、誰をも排除しない地域社会づくりをすすめる。



「強化方針の柱」を実現するために強化すべき行動

| | |
|--------------------|---|
| 1. アウトリーチの徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ①小地域を単位にしたネットワークの構築 ②コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保育成 ③新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開 |
| 2. 相談・支援体制の強化 | 1) 総合相談体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の総合化と職員のチーム対応力の向上 ②部門間横断の相談支援体制づくり |
| | 2) 生活支援体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ①多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施 ②在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応 ③住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO 等とハローワークや教育支援などとの連携による自立支援プログラム等の開発、実施 ④既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応 |
| 3. 地域づくりのための活動基盤整備 | <ul style="list-style-type: none"> ①小地域における住民の福祉活動の組織と活動拠点の整備 ②住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充 ③地域づくりに向けた人材確保、育成 ④住民参加の促進と連携、協働の体制づくり |
| 4. 行政とのパートナーシップ | <ul style="list-style-type: none"> ①担当部門を超えた行政との連携強化 ②行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価 ③権利擁護等に関する行政の取り組み強化 |

【 令和3年度の重点事業 】

1. 相談支援体制の構築とコミュニティワークの実践
2. 新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり
3. 介護保険事業の運営と経営の見直し
4. 障害者の地域生活を支えるサービスの充実
5. 地区社協活動の支援と福祉教育の推進
6. ボランティアセンターの機能充実
7. 法人後見機能と権利擁護活動の充実
8. ふれあい・いきいきサロン活動の推進
9. 子育て支援の推進
10. 広報活動の充実
11. 福祉団体への支援
12. 法人運営体制の強化
13. 指定管理施設の経営
14. 共同募金運動の推進重点事業に対する取り組み

重点事業に対する取り組み

1. 相談支援体制の構築とコミュニティソーシャルワークの実践

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は地域住民や福祉関係者との繋がりを活かし、地域に埋もれたニーズの拾い出しと福祉サービスや制度だけではカバーできない生活全般の支援を地域福祉で支える機能を活かし、あらゆる相談に対応する「総合相談」の役割を果たすことが求められています。

美作市社協各支所に開設した「福祉出前ステーション」は、地域住民の抱える様々な課題を丸ごと受け止め、課題解決に向けた支援を行う総合相談窓口として、相談支援の専門職であるコミュニティソーシャルワーカーと本年度より美作市から受託する地域包括支援センターの地域ステーションの相談員も配置し、相談の対象を限定しない総合的な相談支援に取り組んで参ります。

「福祉の困り事があれば社会福祉協議会へ。」美作市社協が身近な相談窓口であることを市民に周知し、“相談を断らない” “制度の狭間を作らない” “支援体制を住民と作る” この3つの柱を福祉出前ステーションの基本方針に据え、他の支援機関と連携しながら、相談支援体制の構築とコミュニティソーシャルワークの実践を展開します。

また、福祉出前ステーションの機能を強化するために、美作市の受託事業である生活困窮者自立支援事業に取り組み、生活困窮者が生活保護に至らないように、様々な生活課題の相談に応じ、自立に向けた相談支援等を行います。

生活困窮に関する当事者からの相談や地区社協関係者、民生委員からの通報や相談が寄せられるような相談窓口の充実を図るとともに、地区社協の見守り会議や福祉会議を通じた対象者のニーズ把握、積極的に地域に出向く訪問活動（アウトリーチ）を行い、事業を推進して参ります。

また、総合相談を進める中で、複合的・複雑化した課題を抱える世帯や当事者に的確に対応するために、複数の専門職や相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員を配置し、チームアプローチで包括的・総合的な相談体制にも取り組みます。

1) コミュニティソーシャルワーカーの配置と人材育成

- ①既存事業における相談援助とアウトリーチの実践強化
- ②全職員の福祉専門職資格取得（社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員）
- ③美作大学教授を講師に迎えた相談援助技術研修会の開催（毎月開催：4年目）
- ④福祉出前ステーション支援調整会議の開催（毎月開催）
- ⑤社会保障制度に関する学習会の開催（年2回）

2) 福祉出前ステーションの相談支援体制の強化

- ①総合相談事業
- ②地域包括支援センター事業
- ③権利擁護事業（法人後見事業・日常生活自立支援事業）
- ④生活福祉資金、緊急援護資金等の貸付事業
- ⑤生活困窮者自立支援事業
- ⑥美作お助け隊による地域公益事業

- ⑦フードバンク・おむすび事業・就学支援リユース事業
- ※ ①～⑦の事業及び行政との連携により幅広い相談にワンストップで対応します。
- ⑧多様な福祉ニーズに対応する新たな社会資源の企画
- 3) 生活困窮者自立支援事業の受託運営
 - ①自立相談支援事業
 - ②家計改善支援事業
 - ③学習相談支援事業
 - ④家計改善相談会の開催（年12回美作市社協本所で開催）
 - ⑤自立支援プランに基づく援助方針等を検証する支援調整会議の開催（毎月開催）
- 4) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の推進
 - ①相談支援包括化推進員の配置
 - ②多職種・多機関のネットワーク化の推進
 - ③相談支援包括化推進会議の開催
- 5) 地域包括支援センター事業の受託運営
 - ①介護予防・生活支援サービス事業
（第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業）
 - ②包括的支援事業
（第1号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）
 - ③包括的支援事業
（生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業）
 - ④任意事業
（家族介護支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、地域自立生活支援事業）
 - ⑤単市地域支援事業
（食の自立支援事業、生活管理指導員派遣事業、生活管理指導短期宿泊事業）
 - ⑥指定介護予防支援業務
- 6) 生活福祉資金貸付事業
 - ①県社協生活福祉資金の貸付及び償還業務の実施
 - ②市社協生活困窮者等緊急援護資金の貸付及び償還業務の実施

2. 新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり

改正社会福祉法が施行され「地域における公益的な取組みの責務」が規定されたことから、美作市社協は市内の社会福祉法人等と連携・協働のネットワークを作り、新たな福祉ニーズの把握とサービスを開発し、地域の生活福祉課題の解決に取り組む組織として「美作市内の社会福祉法人等連絡協議会（通称「美作お助け隊」）を平成29年6月1日に設立しました。

美作お助け隊は、既存の福祉サービスだけでは解決できない新たな福祉ニーズに対応するために、生活困窮者等への配食サービス、ゴミ屋敷の清掃事業、中間就労支援事業の3事業を設立当初の事業として掲げ、生活困窮者等制度の狭間で支援を必要とする方へのセーフティネットの役割を果たす活動が行われています。

美作市社協は今後も美作お助け隊と協働し、社会福祉法人間のネットワーク、行政や市民活動団体、NPO、企業等との連携協議の場を設け、制度にとらわれない柔軟な支援を行う新たな福祉サービスの開発に取り組みます。

- 1) 美作お助け隊の「地域公益事業」の推進
 - ①フードワン事業（生活困窮者等への配食、フード & ライトドライブ 事業：生活の自立）
 - ②お家さわやか事業（ゴミ屋敷の清掃：社会的自立）
 - ③わーく・わーく事業（中間就労支援：経済的自立）
 - ④子どもの学習支援・居場所づくり事業※フード & ライトドライブ 事業（参加法人を拠点に不要になった食料品や日用品を受入れ）
- 2) 美作お助け隊ネットワーク会議の開催と法人間の連携強化
- 3) 美作お助け隊による制度の狭間をカバーする新たな福祉サービスの開発
- 4) 生活困窮者支援に関する事業
 - ①生活困窮おむすび事業
 - ②就学支援リユース事業
- 5) 山陽マルナカ美作店とのフードバンク事業の実施
- 6) 行政との連携・パートナーシップ
- 7) 不登校や引きこもり、ニート等が気軽に立ち寄れる「居場所づくり」の調査研究

3. 介護保険事業の運営

利用者が可能な限り居宅において、自己の能力に応じて自立生活を営むことができるよう、訪問介護事業の充実を図ります。

介護サービスの提供をきっかけとして、利用者や家族、世帯全体の課題を拾い上げ、他制度や事業、地域での支援につなぐなど、社協の介護事業所ならではの支援を展開して参ります。

- 1) 指定介護保険事業所
 - ①訪問介護事業（大原）
- 2) 在宅福祉事業
 - ①生活管理指導員派遣事業（大原）
 - ②産後ヘルパー派遣事業（大原）
 - ③食の自立支援事業（大原・作東・英田）

4. 障害者（児）の地域生活を支えるサービスの充実

美作市の障害者（児）の福祉サービスの利用は年々増加傾向にあり、地域で自立した生活や社会参加に向けた支援を行うためには、複雑・多様化する福祉ニーズへの対応とサービス基盤や体制の整備が必要とされています。障害者分野は採算面からも民

間事業者が参入しにくく、社会資源が不足しており、このような分野を先駆的に事業化していくことは社協の使命でもあります。市内に不足している障害福祉サービスに行政協議を重ねながら積極的に取り組みます。

美作市から受託している地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の運営は、社協がこれまで培ってきた地域との繋がりネットワークを活かし、市民の障害者理解を進めるとともに、障害者の地域移行及び地域定着支援の更なる充実を図ります。

これまで大原支所の居宅介護支援事業所に併設していた相談支援事業所「みらい」は、障害者地域活動支援センターⅠ型「なごみ」内に併設し、障害児・者の相談支援体制の構築と計画相談事業の拡充を図ります。

また、令和3年6月より、高齢者と障害者の異なる課題を移動販売を通じて解決につなげる新たなモデル事業を立ち上げます。本事業は、山陽マルナカを初めとする民間の移動販売事業者や勝英管内の就労継続支援事業所等が、高齢者や買い物難民の多い地域へ、食料品や日用品、事業所で収穫した野菜・加工品等を移動販売により提供するとともに、障害者が販売員や補助員として社会参加できる機会を設ける「招（商）福連携事業」です。これまで、生活支援や就労支援にかかる行政サービスを受ける側であった障害者が、移動販売を通じて地域の高齢者を支える側になることで、障害がある人も無い人も、地域の中で役割を持って共に暮らせる「地域共生社会」の実現を目指すものです。

- 1) 地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の受託運営
- 2) 地域活動支援センターⅢ型「むぎの会」の受託運営
- 3) 居宅介護・重度訪問介護（大原）
- 4) 相談支援事業所「みらい」
- 5) 地域生活支援事業
- 6) 在宅の障害者に向けた「救急医療情報キット」の普及啓発
- 7) 招（商）福連携による移動販売事業

民間の移動販売事業者と就労継続支援事業所等が連携し、障害者が地域の担い手として活躍できる機会を提供

（令和3年4月より参加事業者を公募し、同年6月より事業開始予定）

5. 地区社協活動の支援と福祉教育の推進

現在、国においては、すべての人がそれぞれに役割をもちながら、主体的に地域社会に参加し、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを進めています。「地域共生社会」の実現に向けては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりと引きこもりやニート、子どもの貧困、障害者、複数の課題を抱える世帯など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを目指す「我が事・丸ごと」という考え方のもと「地域の福祉力」を高めることが重要とされています。地区社協で行われている福祉会議や見守り会議で、地域住民ならではの視点を活かして地域に埋もれたニーズを拾い出し、当事者を支える活動が出来るよう機能強化を図ります。

また、地域の複雑化する住民課題や制度の狭間で支援を必要とする人たちの問題を住民が「我が事」として捉え、新たな地域課題への気づきが持てるよう地域住民・福祉団体等に向けた「地域福祉講座」を開催し、主体的に福祉活動に参加するきっかけを作ります。

- 1) 「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」の推進
- 2) 地区社協メニュー事業の実施
 - ①福祉ネットワークづくり事業
 - ②おたがいさまネット事業
 - ③広報紙作成支援事業
 - ④高齢者ミニデイサービス事業
 - ⑤友愛訪問支援事業
 - ⑥ふれあい・いきいきサロン新規立ち上げ推進事業
- 3) 各種連絡会・委員会の開催
 - ①地域社協連絡会の開催 <市圏域>
 - ②地域社協会議の開催 <地域圏域>
 - ③地区社協事業専門委員会の開催 <市圏域>
- 4) 「福祉のまちづくりフォーラム」の開催
- 5) 愛育委員・栄養委員・民生委員・ボランティア等との連携
- 6) 地域包括支援センターとの連携
- 7) 保健・福祉・医療等関係機関・団体との連携
- 8) 救急医療情報キットの普及
- 9) 生活支援体制整備事業の推進
 - ①第二層協議体支え合い委員会の開催（6地域）
 - ②生活支援コーディネーターの配置（6地域）
- 10) 地域住民・福祉団体等に向けた「地域福祉講座」の開催
- 11) 市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の開催とメニュー作成

6. ボランティアセンターの機能充実

少子高齢化により、支える側が減少し支えられる側が増加している美作市において、今後も市民参加によるたすけあい活動を推進するためには、ボランティアを中心とする新たな担い手を増やすことが重要であり、本会は「美作市社会福祉協議会ボランティアセンター（美作市社協ボラセン）」の更なる機能充実を図ります。

市内のボランティア人口を増やすために、ボランティア活動に関する情報発信やボランティア登録を促進するとともに、子どもから大人まですべての市民に向けた福祉教育や講座等の学習の場を提供し、誰もがボランティア活動に参加でき、継続した活動ができる環境づくりに取り組みます。

また、平時より災害に備えた仕組みとして、常設型の災害ボランティアセンターを設置し、活動についての広報・啓発・情報発信、また運営協力者の事前登録・育成、資機材整備等様々な事業を行いながら、災害時に備えてまいります。

更に、地域に応じた住民の創意と工夫による地域福祉活動への参加を促進するとともに、個人がその価値観や意欲、能力を活かせる活動を事業化し、市民参加の機会を提供します。

- 1) 美作市社会福祉協議会ボランティアセンターの機能充実
 - ①福祉出前ステーションと連携したボランティアセンターのコーディネート機能の充実
 - ②ボランティアグループの育成・支援
 - ・分野別（高齢者、障害者、子育て、地域福祉）の部会開催（グループ同士の情報交換、交流会：年1回）
 - ・ボランティア登録と活動保険の加入斡旋
 - ③人材の育成（各種養成講座・研修会等の開催）
 - ・手話奉仕員養成講座の開催
 - ・「障害理解を広めるボランティアさん」養成講座の開催
 - ・ボランティア講演会の開催（2年に1回開催：次回令和3年度）
 - ・市社協広報誌を通じたボランティア紹介：「輝くボランティア」
 - ④「夏のボランティア体験事業」の実施
 - ⑤市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の開催とメニュー作成
 - ⑥市内地区社協に向けた「地域福祉講座」の開催
 - ⑦常設災害ボランティアセンターの設置
 - ・災害ボランティアセンターの研修（毎年開催）
 - ・災害ボランティアセンター模擬訓練（毎年開催）
 - ・災害ボランティアセンター運営協力登録者の募集と育成
 - ・災害ボランティアセンターの広報、啓発及び情報提供
- 2) 一時里親バンク登録事業の調査研究

7. 法人後見機能と権利擁護活動の充実

本会は、平成27年度から「法人後見事業」を立ち上げ、成年後見人等として受任を行っていますが、今後増加する需要に対応するためには成年後見制度並びに日常生活自立支援事業を中心とした権利擁護支援の充実を図る必要があります。

社協は美作市との協働により、地域福祉の新たな担い手として「市民後見人の養成」を継続的に行い、市民が市民を支える権利擁護の体制整備に取り組むとともに、市民一人ひとりが権利擁護について理解し、地域で支え合うよう啓発を行います。

- 1) 市民後見人養成講座の開催
- 2) 市民後見人フォローアップ研修への協力
- 3) 利用者に最適な後見受任体制の整備
 - ①専門職との複数後見体制から本会の単独受任への移行
 - ②市民後見人バンク登録者を法人後見支援員として登用
 - ③市民後見人と本会による複数後見の実施
- 4) 地区社協等での広報活動・関係機関とのネットワーク形成

- ①権利擁護に関する説明会の開催
- 5) 日常生活自立支援事業
 - ①日常生活自立支援事業の実施
 - ②生活支援員による援助実施
- 6) 暮らしの困りごと相談会の実施
弁護士・司法書士・医師等各専門職と協働し、年4回程度の無料相談会を実施

8. ふれあい・いきいきサロン活動の推進

閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、並びに介護予防の促進を図ることを目的に住民主体で行うふれあい・いきいきサロン活動を支援します。

- 1) ふれあい・いきいきサロン活動推進事業
 - ①サロンの立上げ及び運営支援
 - ②サロン活動助成事業
 - ③サロン食材費助成事業
 - ④サロン外出支援事業
 - ⑤福祉出前講座の開催
- 2) 住民参加型まちづくり普及啓発事業
 - ①サロンリーダー研修会の開催（支所単位）
 - ②認知症カフェ普及に関する調査研究

9. 子育て支援の推進

子育て・悩み相談や育児に関する情報提供など子育て支援のための事業、また仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。

- 1) 子育てサロン（勝田1、大原1、美作2、作東1、英田1）
- 2) あかちゃんサロン（美作）
- 3) 預かり保育（大原・美作）
- 4) ファミリー・サポート・センター（本所）
- 5) 子育て用品の貸出事業

10. 広報活動の充実

市民に対して社協事業や福祉情報などを提供し、福祉の啓蒙を行うため広報紙やホ

ホームページにより広報活動の一層の充実を図ります。また、地区社協だよりの発行を推進するため、助成や支援を行います。

- 1) 社協だよりの発行（年間6回）及びホームページの充実
- 2) 地区社協だより発行の推進

11. 福祉団体の支援

福祉団体の自主運営に向けた支援を含め、活動支援に取り組めます。

- 1) 老人クラブ連合会（市・支部）
- 2) 身体障害者福祉協会（市・支部）
- 3) 遺族会（市・支部）
- 4) 保護司会

12. 法人運営体制の強化

社会福祉協議会の運営を担う理事会、評議員会、正副会長会議、評議員選任・解任委員会等の開催と監事による中間監査及び決算監査の実施により、法令・定款の遵守及び経営管理体制、財務規律を強化していきながら法人組織の適正な管理・運営に努めます。

また、美作市とのパートナーシップに基づく補助金・受託金の確保に向け、相談支援業務を中心とする市の事業を積極的に受託し、事業収入増につなげます。

併せて、本会の地域福祉推進事業と、そこへ従事する専門職配置の費用として、補助金の安定確保がされるよう市と協議・調整します。

市民に対して社会福祉協議会の位置づけや事業内容、会員制度や寄附金事業に関する広報活動を行い、市民の理解を頂けるよう努め、会員の増強と寄附金の拡大を図り多くの市民の地域福祉活動への参加促進と自主財源確保に努めます。

また、令和2年8月1日に立ち上げた「子ども応援夢基金」は、生活困窮世帯の子どもたちの健やかな成長と夢と希望を叶えるために、市民や企業、団体等からの寄附や遺贈により資金調達（ファンドレイジング）し、生活困窮世帯の子どもの就学資金や普通自動車運転免許取得等に関わる支援を基金により援助するもので、美作市全体で子どもの貧困問題を捉え、支援できる仕組みとして事業化しました。

本年度も引き続き、本基金の周知を行い、寄附金の募集と資金貸付を実施します。

- 1) 経営、財政基盤の確立
- 2) 諸規程等の整備
- 3) 理事会、評議員会、正副会長会議、評議員選任解任委員会の開催

- ・理事会（開催時期：5月・11月・3月他）
 - ・評議員会（開催時期：6月・11月・3月他）
 - ・正副会長会議（随時）
 - ・評議員選任・解任委員会（随時）
- 4) 監事による中間監査及び決算監査の実施（開催時期：5月・12月他）
 - 5) 社会福祉協議会会員の加入促進
 - ・普通会员 一口 1,000円（年額）
 - ・賛助会員 一口 3,000円（年額）
 - ・特別会員 一口 5,000円（年額）
 - 6) 広報紙への有料広告の掲載
 - 7) 役職員の資質向上に向けた研修の実施
 - 8) 「子ども応援夢基金」事業の推進
 - ・寄附及び遺贈による寄附金の募集
 - ・生活困窮世帯等への資金貸付と世帯の家計改善支援
 - ・子ども応援夢基金貸付審査会の開催（随時）

13. 指定管理施設の経営

美作市公の施設の指定管理者指定に伴い市内1カ所の福祉施設の管理を行います。

- 1) 美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール（美作支所）

14. 共同募金運動の推進

美作市共同募金委員会として実施する共同募金運動を展開します。募金運動の中心は、市内全域で展開する「戸別募金」「法人募金」「職域募金」とし、共同募金配分金は、地域福祉向上に向けた様々な事業実施の財源として有効に活用します。

- 1) 美作市共同募金委員会の運営
- 2) 共同募金配分金事業の見直しと適性実施
- 3) 共同募金特別支援事業の実施
 - ①共同募金活動強化特別支援事業
 - ②赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業